

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

令和8年1月20日

南三陸町長 千葉 啓

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年度光回線制御装置更新工事
- (2) 工事場所 南三陸町内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (4) 工事概要 テレメータ装置更新 一式
- (5) 支払条件 前金払及び完成払とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支社、支店、営業所等である場合は、その代表者に契約履行に関する権限が与えられていること。）を有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における電気通信工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が650点以上であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 建設業法第26条第1項の規定による者を当該工事の現場に配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 過去10年間に官公庁発注の光回線制御装置設置工事の施工実績を有すること。

#### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和8年1月20日（火）から同月27日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町上下水道事業所 上水道係

（2） 設計図書等の閲覧

ア 期間

令和8年1月20日（火）から同年2月2日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町上下水道事業所前閲覧所

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和8年1月27日（火）までに南三陸町上下水道事業所上水道係へ提出すること。

エ 回答

令和8年1月29日（木）午後1時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

（3） 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月3日（火）午前10時

イ 場所

南三陸町役場 3階会議室

4 入札参加資格の承認申請

（1） 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

ウ 類似工事の施工実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

オ 最新の総合評定通知書の写し

カ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒

（2） 受付の期間及び場所

#### ア 期間

令和8年1月20日（火）から同月27日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

#### イ 場所

南三陸町上下水道事業所（上水道係）

- (3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあつた日から14日以内に通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかつた者は、書面により、当該認められなかつた理由の説明を求めることができる。

### 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、工事費内訳書の提出を要しない。

### 6 入札保証金

免除する。

### 7 入札の無効等

南三陸町競争入札参加心得（令和4年南三陸町告示第96号）に定めるところによる。

### 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したものと落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかつた場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結す

ことがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町上下水道事業所（上水道係） 担当者 佐藤（俊）、佐藤（剛）  
電話 0226-46-5600  
FAX 0226-46-2624